

「働く女性の活躍促進に関する雇用均等室への要請行動」を実施

6月2日、連合北海道男女平等参画推進委員会（杉山^{はじめ}元委員長）は北海道労働局に対し、「働く女性の活躍促進に関する要請」を行いました。これは6月の「男女平等月間」の取り組みの一環として、全国統一行動として実施したものです。

連合北海道からは男女平等参画推進委員会から杉山委員長をはじめとする7名が参加し、労働局側は本間玲子雇用均等室長等4名が出席しました。

まず、渡辺直志同委員会事務局長からメンバー紹介と要請に至った経緯などを説明した後、杉山委員長から本間室長に要請書を手渡しました。杉山委員長は、その後のあいさつで、女性の社会・経済への参画が喫緊の課題であり、男女平等参画社会の実現に向けてさらに制度改善を求めるための要請行動であるとのあいさつをした後、本間室長に要請書を



手渡しました。12項目にわたる要請項目に対し、本間室長からは、主に雇用機会均等法・育児介護休業法・パートタイム労働法などの改正点の周知徹底のために、セミナー等による啓蒙宣伝活動や、企業訪問・指導により、法の履行確保のため日々取り組んでいることが説明されました。なお、労働局では非正規雇用で働く労働者に育児休業や育児休業給付金などの制度を周知するためのリーフレットを作成し、母子手帳の交付時に配布できるように準備中とのことで、連合発行の「マタハラ手帳」と併せて、広く働く仲間に普及することが期待されます。

意見交流では、藤盛敏弘副委員長から各自治体に対する「子ども子育て会議」「男女平等参画に関する自治体宣言・条例化」等の取り組みを今後進めていくにあたり、「労働局も道と連携を取って広報に努めていただきたい。」と重ねての要望が挙げられ、本間室長からは道とも連携を強めていくとの意向が示されました。また、杉山委員長からは、「企業はどうしてもコスト面を理由に均等法などについては違反しないようにという消極的な発想になる。それよりも男女平等参画を積極的に推進することがメリットという立場で企業への説明をお願いしたい。」との意見を述べた。本間室長からは、「中小企業にどれだけ理解されるかが重要なので、取り組むことがどれだけ企業利益につながるかという発想も含めて、企業訪問時に説明したい。」との回答を得ました。

最後に、今後も実質的な男女雇用機会均等の確保、非正規労働者の待遇改善に向けて、今後もそれぞれの立場で協力し合いながら取り組んでいくことを確認し、要請行動を終えました。